

Ⅲ 税制改正の状況

令和6年度市町村税の主な改正点

1 定額減税

- 令和6年度分の個人住民税所得割額から、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円の減税を実施。 ※納税者の合計所得金額が1,805万円（給与収入2,000万円）以下の場合に限る。
- 減税は、特別徴収義務者や市町村の事務負担等も考慮しながら、各徴収方法に応じて、実務上可能な限り早い機会を通じて行う。
- ふるさと納税の特例控除上限額（所得割額の2割）等について、定額減税「前」の所得割額とする。

2 固定資産税

◎ 固定資産税（土地）の負担調整措置等

- 負担水準の均衡化を促進するため、現行の負担調整措置等を3年延長。

◎ 不動産取得税の特例税率等

- 住宅及び土地に係る税率の特例措置（4%→3%）を3年延長。
- 宅地評価土地に係る課税標準の特例措置（2分の1）を3年延長。

3 譲与税関係

◎ 森林環境譲与税に係る譲与基準の見直し

- これまでの譲与税の活用実績等を踏まえ、「私有林人工林面積」の譲与割合を5.5割（現行:5割）、「人口」の譲与割合を2.5割（現行:3割）とする。

◎ 航空機燃料譲与税に係る譲与基準の見直し

- 着陸料に代えて、新たな譲与基準として「航空機の重量×着陸回数（延べ重量）」及び「旅客数」を用いる。

4 納税環境整備

◎ 地方公金に係るeLTAX 経由での納付

- eLTAX（地方税のオンライン手続のためのシステム）を通じた電子納付の対象に地方税以外の地方公金を追加することとし、地方税共同機構の業務に公金収納事務を追加する。